## 令 和 2 年 度

〇鹿 嶋 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

## 専決第13号

令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算(第9号)

令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記については、鹿嶋市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第 1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年10月19日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 繰越明許費

(単位:千円)

	款	項	事 業 名	金	額
2	総務費	1 総務管理費	支庁舎管理経費		75, 009